

# 社会保険等未加入対策 Q&A

## (平成 31 年 10 月 1 日施行)

平成 31 年 4 月 1 日  
市川市契約課

### Q1. 社会保険等とは何か。

A 1. 雇用保険、健康保険、厚生年金保険を指します。

### Q2. 社会保険等の適用除外とは、どのような場合か。 また、適用除外の場合、加入と未加入のどちらの扱いと同様か。

A 2. 雇用保険は、一人親方で被保険者となる労働者がいない場合は、適用除外になります。  
健康保険及び厚生年金保険は、一人親方（※）や、常時雇用の従業員が 5 人未満である個人事業主は適用除外になります。

また、健康保険は、常時雇用の従業員が法人や 5 人以上の個人事業主であっても、適用除外の承認を受け、国民健康保険組合（建設国保等）に加入している場合は、適切な保険として扱われ、適用除外になります。

なお、適用除外の場合は、加入と同様の扱いです。

※ 社会保険等における一人親方等の考え方については、その働き方によって総合的に判断されるため、詳細は年金事務所等にお問い合わせください。

### Q3. 社会保険等未加入対策の下請業者の範囲はどこまでか。

A 3. 対象となる下請業者は、建設業許可を有するすべての業者(二次以下の下請業者を含む。)です。  
なお、建設業許可を有しない社会保険等未加入業者との下請契約は禁止していません。

### Q4. 市は、下請業者の社会保険等加入状況をどのように確認するか。

A 4. 工事担当課にご提出いただく「施工体制台帳」の健康保険等加入状況欄により確認します。  
二次以下の下請業者については、「再下請負通知書」により確認します。

### Q5. 元請業者（受注者）は、下請業者の社会保険等加入状況をどのように確認すればよいか。

A 5. 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン(国土交通省)」を踏まえ、必要に応じ、保険料の領収済通知書等関係資料のコピーを提示させるなど、真正性の確保に向けた措置を講ずるよう努めつつ、加入状況を確認してください。

#### Q 6. 施工体制台帳記載の下請業者の範囲はどこまでか。

A 6. 記載対象となる下請業者は、建設工事の請負契約における全ての下請業者（無許可業者を含む。）を指すので、一次下請だけでなく二次下請、三次下請等も記載対象です。

一方、建設工事の請負契約に該当しない資材納入や調査業務、運搬業務などにかかる下請業者等については、建設業法上は記載の必要はありません。ただし、仕様書等により市が記載を求めているときには記載が必要です。

なお、警備会社については、施工体制台帳に記載するようお願いしています。

（詳細は、千葉県の「土木工事書類作成マニュアル（技術管理課）」を参照ください。）

#### Q 7. 市は、施工体制台帳等により、社会保険等未加入建設業者を発見した場合は、どのように対応するか。

A 7. 契約課から受注者に対して、当該下請業者に社会保険等に参加するよう指導を求める通知をします。当該下請業者に対して加入指導していただき、市の指定した期間内（概ね30日以内）に、社会保険等に参加した事実が確認できる書類（※）をご提出ください。

なお、二次以下の下請業者の場合は、当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情がある場合は、社会保険等に参加した事実が確認できる書類の提出に代えて、「特別事情申請書」を提出することができます。

（Q8～Q10 参照） 詳細は、別紙「社会保険等未加入対策確認フロー図」を参照ください。

※「社会保険等に参加した事実が確認できる書類」とは、保険料の領収済通知書等を想定しています。

#### Q 8. 「特別の事情」が認められるのは、具体的にはどのような場合か。

A 8. 二次以下の下請業者に限り、「特別の事情」を認めています。具体的には次の通りです。

特殊な技術、機器又は設備等（以下「特殊技術等」という。）を必要とする工事で、特殊技術等を有する者と下請契約を締結しなければ契約の目的を達する事ができないことや、その下請業者でなければ目的を達する事が困難となることが明らかな場合等です。

加えて、社会保険等に参加する意思はあるものの、経営状況が厳しく直ちには加入できない者がいることが想定されます。

いずれにしても、「特別の事情」に該当するかについては、個々の事案が発生した際、その内容や背景等を十分に確認した上で、個別に市が判断します。

#### Q 9. 一次下請業者でも「特別の事情」が認められるか。

A 9. 一次下請業者の場合は、「特別の事情」は認められません。

受注者は、下請契約を締結する際には、必ず当該下請業者の社会保険等加入状況を確認し、未加入建設業者と下請契約を締結することのないようご注意ください。

**Q10. なぜ、一次下請業者と二次以下の下請業者で「特別の事情」の取扱いが異なるのか。**

A10. 一次下請業者は、受注者が直接下請契約を締結することから、受注者の裁量で未加入建設業者との下請契約を回避することは十分可能であると考えています。

これに対して、二次以下の下請業者の場合は、受注者が直接下請契約を締結するものではないこと、また一次下請業者と比べ、小規模な業者も多いことから、二次以下の下請業者に限り、社会保険等に参加できない「特別な事情」の規定を設け、業者にとって過度な負担とならないよう配慮するものです。(Q8、Q9 参照)

**Q11. 罰則等の内容はどのようなものか。**

A11. 指定した期間内に書類の提出がない場合や、二次以下の社会保険等未加入建設下請業者が未加入につき特別の事情が認められない場合等において、受注者に対して以下の罰則等を検討します。なお、未加入建設業者が、二次以下の下請業者の場合にも、罰則等を受けるのは受注者（元請）となります。

- ① 競争参加資格停止  
(市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準 別表第1第4号に該当)
- ② 工事成績評定点の減点（競争参加資格停止期間に応じて減点します。）
- ③ 建設業許可庁への通報

(参考) 市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準 別表第1 第4号 <抜粋>

措置要件	停止措置期間
4 第2号に掲げる場合のほか、市発注工事等の施工に当たり、契約に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4か月以内

**Q12. 二次以下の下請業者と受注者は直接の契約関係にはないにもかかわらず、なぜ二次以下の下請業者の未加入をもって受注者が罰則等を受けるのか。**

A12. 受注者は、二次以下の下請業者とは直接の契約関係はないものの、建設業法上、当該建設工事に係る全ての下請業者が労働関係法令に違反しないよう、指導に努めることが求められており、受注者は社会保険等の加入指導を行うべき立場にあると考えられます。

こうしたことから、今般、市川市建設工事指導要綱及び工事請負契約約款を改正し、発注者からの受注者に対する加入指導要請にもかかわらず、二次下請以下の未加入建設業者が猶予期間内に社会保険等に参加せず、かつ当該社会保険等未加入業建設者を下請業者としなければならない特別の事情が認められない場合についても、受注者は罰則等を受けることとなります。

**Q 1 3. 「特別の事情」が認められない場合、下請契約を解除しなければならないか。**

A 1 3. 下請契約の解除までを求めるものではありません。

**Q 1 4. 市は、これまでどのように下請業者の社会保険等未加入対策に取り組んできたか。**

A 1 4. 本市では、平成 28 年 4 月から下請業者の社会保険等未加入対策に取り組んでいます。公平で健全な競争環境を構築するため、本市発注工事においては、下請業者（二次下請以下を含む。）の社会保険等が未加入とならないよう、受注者（元請業者）の皆さまに対して、下請負契約を締結する前には、下請業者の社会保険等の加入状況を確認することや、二次下請以下を含め未加入建設業者を発見した場合には、積極的に加入指導くださるようご協力をお願いしてきたところです。

取組みから 3 年が経過し、ご提出いただいた施工体制台帳や再下請通知書により、下請業者の社会保険等の加入状況が概ね確認できたことから、更なる加入促進を図るため、平成 31 年 10 月 1 日以降の本市発注工事において、社会保険等未加入建設業者との下請契約を原則として禁止することとしました。

<お問い合わせ>

市川市財政部契約課 契約担当

TEL : 047-712-8593